

会 議 録

会 議 の 名 称	庁舎清掃業務委託 第1回総合評価一般競争入札評価員会議
開 催 日 時	平成23年11月18日(金) 午前10時00分から午後12時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出 席 者 (評価員・50音順)	庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札評価委員 遠藤評価員、小山評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室(分林、山口、橋本、西野、乾) 総務部総務管理課(西田、長村、田中) 担当部次長(堀川)
案 件 名	(1) 委員長の互選 (2) 委員会の公開・非公開について (3) 落札者決定基準(案)について (4) 落札者の決定に係る意見聴取について (5) その他
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令～抜粋～(資料1) ・ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札試行実施要綱(資料2) ・ 枚方市情報公開条例(資料3) ・ 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(資料4) ・ 庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札評価員会議設置要領(資料5) ・ 庁舎清掃業務委託仕様書 ・ 庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準(案)
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長を選出した。 ・ 委員会の会議の非公開及び会議録の会議概要の公表等について確認した。 ・ 落札者決定基準(案)について、意見聴取が行われた。 ・ 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署(事務局)	総務部総務管理課

会 議 録

審 議 内 容

《開会》

事務局から全評価員3人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

事務局から本会議の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等の説明を受けた

●案件（1）委員長の互選

評価員3人による互選により、委員長を吉村評価員とした。

●案件（2）委員会の公開・非公開について

事務局から、本市における「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」及び「枚方市情報公開条例」を資料として示された後に、次の2点の説明を受けるとともに、会議録の公表については、発言者の特定をさけたうえで、会議概要を公表する旨の説明を受けた。

以上の説明を受けて、評価員会議は、「会議を非公開とし、会議録については概要を公表すること」と決定した。

①公開基準について

本会議は、「枚方市情報公開条例」第6条第7号に規定する非公開情報が含まれるため、公開しないことができるものと考えている。

②公開・非公開の決定について

本会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うもの。

●案件（3）落札者決定基準(案)について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準(案)を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出についての質疑

評価員質問①：前回との主な変更点はどのようなものがあるか。

庁舎清掃業務委託仕様書等の内容に変更はないのか。

事務局回答①：今回の仕様書については、悪臭対策として本館1・2階及び別館1・2階トイレの清掃回数を1回から2回へ変更している。その他の変更点としては、本業務について今回から調査基準価格を設定しており、調査基準価格以下で入札した者の価格評価点はすべて120点となる。ただし、数値的判断基準を下回ると失格とすることにしている。また、総合評価値の技術的評価点及び社会的価値評価点の算出については、評価された各評価項目の実際の評価点の点数が、その評価項目の配点に対し満点ではなくても、その評価項目において最高得点者となれば満点が付与されるように変更されている。次順位者については、その評価項目の配点に応じて按分するものとしている。

評価員意見②：調査基準価格以下で入札した者の価格評価点をすべて同得点とする算定方法は、前回から希望していたことであるので評価できる。

会 議 録

評価員質問③：数値的判断基準が調査基準価格を上回ることがあるのではないかと。

事務局回答③：数値的判断基準の算出方法からいえば、数値的判断基準が調査基準価格を上回ること
はありえる。その場合は、調査基準価格と同価格が数値的判断基準とすることにして
いる。

□技術的評価の評価項目についての質疑

評価員質問④：（１）履行体制の①作業計画表について配点は５点となっているが、たとえば年間作
業計画表がなければいくらか減点するなど、段階的な配点は考えているのか。

事務局回答④：質問のとおり、作業内容の確認が行えないもの、仕様に基づく業務を加味していない
内容のものは減点若しくは評価しないこととしている。

評価員質問⑤：（２）研修体制の②契約期間中の研修計画及び研修回数について、平成２４年４月以
降の将来における研修回数を評価することになっているが、入札時点で評価すること
が重要ではないのか。

事務局回答⑤：過去に実施してきた研修については、①の項目で研修実施報告書及び研修回数について
評価を行うこととなる。今後も継続的に研修を実施するのかどうかについても
重要なことであるため、研修実績と研修計画の両方を評価対象とした。

評価員質問⑥：本業務以外にも総合評価一般競争入札の案件があると思うが、案件によって評価点
は違うのか。

事務局回答⑥：価格評価、技術的評価、社会的価値評価の３つの分類は変わらないが、案件の目的や
内容によって、評価点の配分は変えている。今回は粗悪な業務を防止するためにも、
技術的評価への配点を増やした配点としている。

評価員意見⑦：これまで業務実績等を踏まえて配点を変えていることから、技術的評価の評価項目に
ついては評価できる。

□社会的価値評価の評価項目についての質疑

評価員質問⑧：新規雇用にかかる評価内容に「新規雇用予定者は、告示日以降に雇用するものに限る。
ただし、関係書類の提出日現在に本業務における履行場所で就労している枚方市内居
住者を新たに雇用する場合を除き、平成２３年４月１日以降に雇用されていた者は、
新規雇用予定者とすることができない。」との記載がなされているが、その「平成
２３年４月１日以降に雇用されていた者は、新規雇用予定者とすることができない。」

会 議 録

としている理由はどのようなことか。

事務局回答⑧：雇用形態によっては、数ヶ月ごとに更新手続きをして勤務していることもあり、雇用更新手続き毎に新規雇用者の対象となるのを避けるため、平成23年4月1日以降に雇用されていた者は、新規雇用予定者とするできないとしている

評価員質問⑨：（1）多様な雇用及び雇用環境に関する取組みの⑥トライアル雇用制度の件ですが、制度を活用した事業者に対し奨励金が支給される仕組みになっており、事業者にメリットのある制度である。雇用創出を考えるなら、この制度に頼らずに、ダイレクトに新規に雇用創出を実施してもらえる方法を考えたほうがいいのではないか。

事務局回答⑨：トライアル雇用制度を活用することによって、就労する側はその会社が自分が思っていたような会社なのかどうか判断することができ、雇い入れる側も労働者の就労能力や意欲があるかどうか判断が可能となり、雇用のミスマッチを防ぐことができることから、お互いにメリットのある制度である。このような制度を活用することで少しでも雇用創出に繋がればと考えている。

評価員質問⑩：（2）環境問題への取組みですが、前回の配点は8点であったが、今回は4点の配分であるが、将来的には高めていくということではなかったのか。

事務局回答⑩：ISOの内容については、各会社において年々浸透してきている内容でもあり、環境に配慮した取組みが既になされている会社が多くなっていることから配点を下げている。

評価員質問⑪：（4）人権問題への取組みについての項目を今回追加しているが、理由はあるのか。

事務局回答⑪：明らかに人権侵害である等の極端な事例は少なくなってきたが、まだまだ潜在的な部分における差別は残っており、今後も受注者においても人権研修を実施し、人権意識を高める必要があると考えている。

評価員意見⑫：社会的な要請により配点や評価項目を変化させることはやむをえないことであり、必要なことである。社会的価値評価の項目について、事業者は社会的に求められる内容が多岐にわたって大変であると思うが、どの項目も推進してほしい施策である。

評価員質問⑬：（3）子育て等支援・男女共同参画への取組の④女性の採用・職域拡大への取組のところで、会社によっては親族の名前をただ使用しているだけの管理職も実態として存在するので、なるべく現場に近いところでの女性の管理職を増やす努力をしている事業者を支援できるような配点としてほしい。

事務局回答⑬：前は管理職には取締役や監査役も含むとしていたが、今回から管理職に取締役や監

会 議 録

査役を除いている。また、前回まで取締役及び監査役に女性が1人以上いれば加算の対象としていたが、実態のない管理職への加算を避けるために、この評価項目は今回削除している。

●案件（4）落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件（5）その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》